



携帯電話使用等の「ながら運転」厳罰化！！

令和元年12月1日から改正道路交通法が施行されます。

携帯電話使用等（交通の危険を生じさせた場合）

罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
（改正前：3月以下の懲役または5万円以下の罰金）

違反点数 6点 **免許停止**（改正前：2点）



携帯電話使用等（保持）

※「保持」とは運転中に携帯電話やスマホを手に持って通話や画像を注視したり、カーナビ等の画面を注視する行為をいいます。

罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

違反点数 3点（改正前：1点）

反則金 普通車 1万8千円（改正前：6千円）

～交通安全教室だよ～

2回目の交通安全教室の御協力ありがとうございました。子供達の様子を見ていて気づいたことは「確認すべきところを全くみていない」ということです。左右確認や信号は見なければいけないことを分かっていて顔は向けているのですが、目線は外れているのです。道路を横断するときは、左右確認は遠くの方まで見るということと、どの信号を見て横断すべきかをしっかりとお子さんに教えてあげてください。



- 歩き方を教えるときは子どもの目線に気をつけて
- 下を向いて歩く子が多いので「歩く時は前を見ましょう」

車に乗せる時は必ず
チャイルドシート
ジュニアシートを着用
しましょう

